

令和 7 年度

大阪市東住吉区役所

補助作業（行政）会計年度任用職員

登録者募集要項

大阪市東住吉区役所総務課

大阪市東住吉区役所では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく、「大阪市東住吉区役所補助作業（行政）会計年度任用職員（アルバイト）」の登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を大阪市東住吉区役所総務課までご提出ください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際、登録いただいた方の中から条件の合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1. 業務内容（希望する業務を選択してください。）

A 業務

- ・ 事務資料等の点検・整理・編綴
- ・ 事務資料等の複写・配付作業
- ・ 郵便物の収受・発送・仕分け作業
- ・ システム入力作業
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

B 業務

- ・ 期日前投票の用紙交付事務
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

2. 登録資格

（1）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法（抜粋）＜欠格条項＞

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）年齢、学歴不問。また、日本国籍を有しない方も登録可能。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3. 任用期間

任用開始日から 2 か月以内（延長はありません）

4. 勤務条件等

（1）勤務時間

1 日あたり 7 時間 30 分以内、1 週間あたり 30 時間以内

A 業務は、原則として平日（月曜日～金曜日）の勤務となります。

B 業務は、休日（土曜日・日曜日・祝日）の勤務もあります。

（2）勤務場所

大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号 （大阪市東住吉区役所）

（3）報酬等

時間額：1,308 円

日 額：9,813 円（7 時間 30 分）

7,853 円（6 時間）

※上記の他に所定勤務日数に応じて通勤手当が支給されます。

※上記報酬は募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。

（4）服務

- ・地方公務員に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

5. 登録者名簿への登録

申込書受領後、東住吉区役所にて面接を行い、東住吉区役所補助作業（行政）会計年度任用職員名簿に登録します。

（1）登録者名簿の有効期間

名簿登録時点から令和 8 年 3 月 31 日まで

（2）登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず東住吉区役所総務課あてご連絡ください。

※登録資格がないこと並びに申込みの内容及び登録提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には登録を取り消すことがあります。

6. 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、名簿への登録ができないことがあります。

- (1) 大阪市東住吉区役所補助作業（行政）会計年度任用職員登録申込書 1 通

※必ず日中（概ね 9 時～17 時 30 分の間）に連絡のつく連絡先を記入してください。

- (2) 申し立て書 1 通

- (3) 確認票 1 通

※ (1) (2) (3) の必要書類は本市所定の様式に限ります。

7. 採用申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア. 受付期間

令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 申込書受付場所

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号

大阪市東住吉区役所総務課（大阪市東住吉区役所 5 階 51 番窓口）

- (2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員登録申込書在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

8. 面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、申込書記載の連絡先に行います。

9. 登録申込みと問合せ先

大阪市東住吉区役所総務課（大阪市東住吉区役所 5 階 51 番窓口）

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号

電話：06-4399-9625

登録から採用までの流れ

募集開始



※受付期間：令和8年1月30日（金曜日）着分まで有効

受付（登録申込書等の受付）



面接



「補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿」へ登録



※名簿有効期間：令和8年3月31日（火曜日）まで

必要な時期に、上記「名簿」の中から登録者へ連絡



採用

※ 次回の採用候補となるのは、任用期間満了日から2か月経過後となります。ただし、その間に本市にて雇用された場合は採用候補となることはできません。